

7日間の介護休業でも介護休業給付を受給できますか

社会保険労務士 桂 好志郎

を受けられるため、7日間のみ介護休業を取得したいと考えています。

◆介護休業の期間が2週間以上である必要はありません。

ここでいう「2週間以上」とは、対象介護休業期間ではなく、あくまでもお母さんが、常時介護を必要とする期間をいうものであり、その期間中には病院等への入院や他の介護者による介護が行われ、雇用保険の被保険者本人が介護休業を取得する必要がない可能性もあります。このため7日間だけ介護休業を取得し、介護休業給付を受給することも可能です。

◆注意してください、支給申請期間

○支給申請は、支給対象期間(最大3カ月分)すべてについて

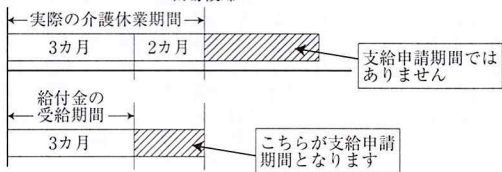
まとめて一度に行います(図1)。

○提出期限は、介護休業

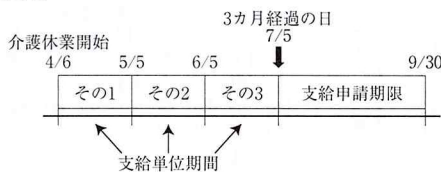
は病院に入院して看護の必要な状態になるのですが、最初の7日間介護をすれば、その後は病院に入院して看護

○提出期限は、介護休業

〔図2〕5か月間介護休業を取得した場合
職場復帰



〔図1〕



業終了日(介護休業期間が3カ月以上にわたるときは介護休業開始日から3カ月を経過した日)の翌

- (1) 支給単位期間が1カ月ある場合(最後の支給単位期間を除く)
支給額 = 休業開始時賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%
- (2) 最後の支給単位期間(職場復帰等による休業終了日を含む)の場合
支給額 = 休業開始時賃金日額 × 支給日数(暦の日数) × 67%

◆支給額は 休業期間中賃金が支払われていない場合

日から起算して2カ月を経過する日の属する月の末日までです(図2)。ここでいう「介護休業」とは、復職復帰を前提に取得するものを行い、休業取得時に退職が確定(予定)している休業は支給の対象とはなりません。届出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出書類や持参する書類等事前に尋ねるようにして下さい。

税務・人事労務ワンポイント
バックナンバーを
協会ホームページで公開中

https://www.vidro.gr.jp/one_point/

(注) 育児・介護休業法においては、職員は介護休業を取得する場合、その事業主に書面(介護休業申出書)によって申し出なければならぬ旨が規定されています。介護休業申出書の様式自体に特に定めはありませんが、厚生労働省が出している参考様式を参考にしてください。

〔例〕 休業開始時の賃金日額が7,000円の場合(賃金月額が21万円)

支給額は
7,000円 × 30日 × 67% = 140,700円